

令和 6 年度 武藏野市生活安全計画

令和 6 年 4 月

武藏野市

はじめに

このたび、「令和6年度武蔵野市生活安全計画」を策定しました。

本計画は、市民生活の安全・安心を確保するための重点目標やその目標を達成するための具体的施策について定めるものであり、「武蔵野市生活安全条例」に基づき、毎年度策定しています。

令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とする最大震度7の大地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。今もなお、多くの方が厳しい避難生活を余儀なくされています。本市においても、14万市民の命を守るため、いつ発生してもおかしくない首都直下地震への備えをさらに拡充していく必要があります。

防犯に目を向けると、令和5年中の市内刑法犯認知件数は、残念ながら一昨年に引き続き増加し、新型コロナウイルス感染症発生前の水準に近づきつつあります。今後も、地域全体における防犯力の向上を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを推進してまいります。

「武蔵野市生活安全条例」の前文には、「地域社会の安全が市民生活すべての基盤」であると記載されています。今後も、行政、市民、関係機関及び関係団体が連携し、地域ぐるみで市民が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。



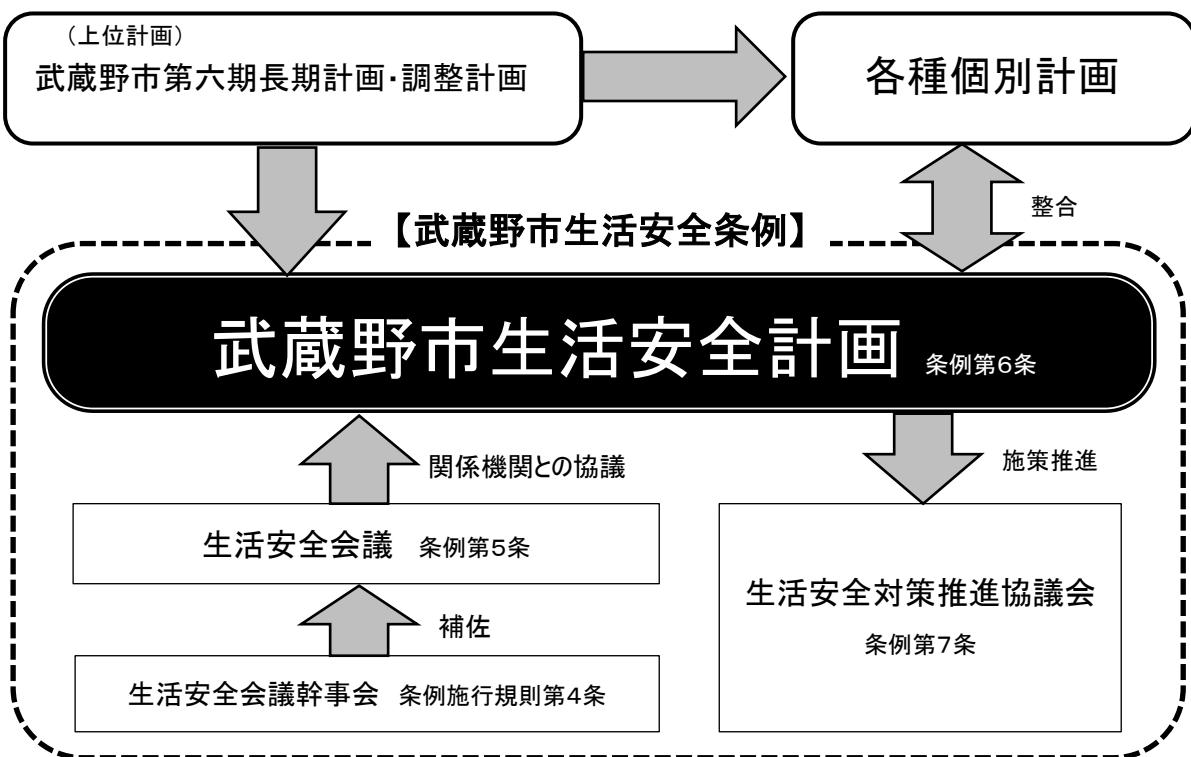
令和6年4月 武蔵野市長 小美濃 安弘

計画の概要と位置づけ

武蔵野市生活安全計画（以下、「本計画」という。）は、「武蔵野市生活安全条例（以下、「条例」という。）」に基づき、市民生活の安全を確保するための施策を実現するために、毎年度策定している行政計画です。「武蔵野市第六期長期計画・調整計画」を上位計画とし、各種個別計画との整合性を図りながら、①当該年度の安全対策に係る重点目標に関する事項、②重点目標に基づく具体的施策に関する事項、③その他市民生活の安全を確保するために必要な施策に関する事項を定めています。

本計画の策定にあたっては、関係機関と協議するため、武蔵野市長を会長とし、武蔵野警察署長、武蔵野消防署長、多摩府中保健所長、武蔵野市消防団長を委員として構成する「武蔵野市生活安全会議」を開催しています。策定された本計画は、広く市民に公表するとともに、その推進を図るため、関係機関や市民団体等によって構成する「武蔵野市生活安全対策推進協議会」を開催し、各機関・団体等が本計画に基づいて実施する活動の内容や、各団体間の協力体制等について協議を行っています。

<計画の位置づけイメージ>



計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年度武藏野市生活安全計画の重点目標

- 1 子どもに安全・安心なまちづくりの推進
- 2 災害に強いまちづくりの推進
- 3 自転車利用と生活道路の安全対策の推進
- 4 多様化する犯罪被害の防止対策の推進
- 5 環境浄化の取組みと安心なまちづくりの推進
- 6 市民の生命と健康を守るための対策の推進

重点目標に応じた個別施策の体系

重点目標1 子どもに安全・安心なまちづくりの推進		p 4
個別施策1－1	ホワイトイーグルによる市内巡回パトロール	p 5
個別施策1－2	武藏野市市民安全パトロール隊による地域パトロール	p 5
個別施策1－3	自主防犯組織や事業者との連携強化	p 6
個別施策1－4	安全情報の周知と共有	p 7
個別施策1－5	児童虐待の未然防止と対応力の強化	p 7
個別施策1－6	青少年健全育成事業の充実	p 7
個別施策1－7	子どもの安全・安心を守る取組み	p 8
重点目標2 災害に強いまちづくりの推進		p 10
個別施策2－1	建物の耐震化と家具転倒防止対策の推進	p 10
個別施策2－2	ブロック塀等の安全点検・改修の推進	p 12
個別施策2－3	総合的な豪雨対策の推進	p 12
個別施策2－4	火災予防と建物の避難路の確保	p 13
重点目標3 自転車利用と生活道路の安全対策の推進		p 16
個別施策3－1	自転車等の交通安全教育の推進	p 17
個別施策3－2	自転車走行空間整備の推進	p 19
個別施策3－3	放置自転車対策の推進	p 19
個別施策3－4	居住者・歩行者の安全性・快適性を考慮した道路整備の推進	p 20
個別施策3－5	LED街路灯の整備	p 21

重点目標4 多様化する犯罪被害の防止対策の推進		p 22
個別施策4-1	特殊詐欺被害の防止対策の推進	p 23
個別施策4-2	消費者被害未然防止のための取組み	p 24
個別施策4-3	吉祥寺ミッドナイトパトロール隊による夜間パトロール	p 24
個別施策4-4	街頭防犯カメラの設置促進	p 25
個別施策4-5	建築主に対する防犯設備設置指導	p 25
個別施策4-6	落書き防止対策と美しいまちづくり	p 25
個別施策4-7	防犯に関する市民への啓発の取組み	p 26
個別施策4-8	サイバー犯罪・攻撃による被害の防止	p 26
重点目標5 環境浄化の取組みと安心なまちづくりの推進		p 27
個別施策5-1	ブルーキャップ・吉祥寺ミッドナイトパトロール隊によるつきまとい勧誘行為及び客引き行為等の防止	p 27
個別施策5-2	吉祥寺駅周辺における環境浄化の推進	p 29
個別施策5-3	旅館業者の責務等に関する条例に基づく良好な生活環境の維持	p 30
個別施策5-4	暴力団排除のまちづくり	p 30
重点目標6 市民の生命と健康を守るための対策の推進		p 32
個別施策6-1	新型感染症への対応	p 32
個別施策6-2	熱中症対策の推進	p 33
個別施策6-3	AEDの有効活用	p 34
個別施策6-4	路上喫煙対策および受動喫煙防止に関する啓発の推進	p 34
個別施策6-5	様々な有事を想定した危機管理対策の推進	p 35

参考資料

- 1 武蔵野市生活安全条例・・・・・・・・・・・・ p 36
- 2 武蔵野市生活安全条例施行規則・・・・・・・・・・・・ p 37
- 3 武蔵野市環境浄化に関する条例・・・・・・・・・・・・ p 39
- 4 武蔵野市環境浄化に関する条例施行規則・・・・・・・・ p 41
- 5 武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例・・・ p 42
- 6 武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例施行規則 ・・・ p 45
- 7 武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例・・・・・・・・・・・・ p 47
- 8 武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・ p 49
- 9 武蔵野市暴力団排除条例・・・・・・・・・・・・ p 51
- 10 武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例・・・・・・・・・・・・ p 53
- 11 武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則・・・・・・・・・・・・ p 54

重点目標 1

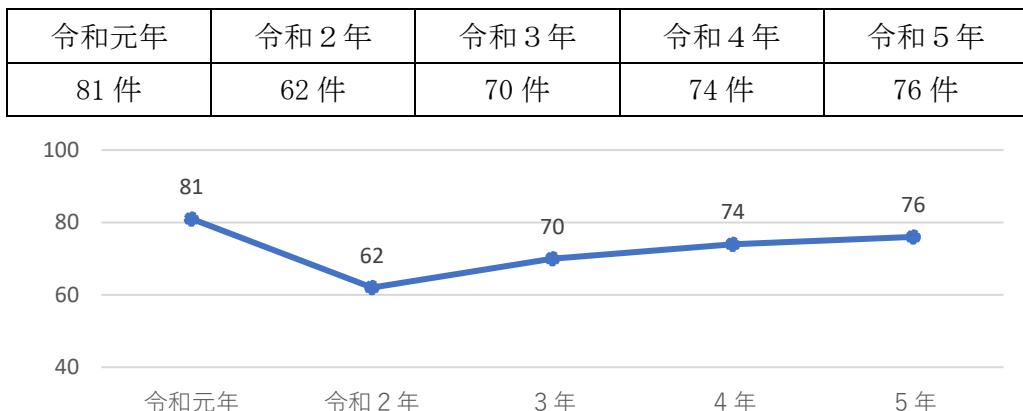
子どもに安全・安心なまちづくりの推進

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、より人々の動きも活発になりました。令和5年中の市内の刑法犯認知件数も令和4年に引き続き増加しており、今後も引き続き注意が必要です。

また、市内では、毎年70件前後の子どもや女性に対する「声掛け」などの前兆事案が発生しており、こうした行為は重大事件につながる恐れがあるため、警戒する必要があります。

全国においても、子どもが被害者となる性犯罪や児童虐待、交通事故等が発生しています。犯罪・事故などの脅威から子どもの安全・安心を守るために、保護者をはじめとする市民、市、警察等の関係機関及び関係団体が一体となり、地域社会全体で安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。市では、ホワイトイーグルや市民安全パトロール隊、自主防犯組織等によるパトロール活動の充実、街頭防犯カメラの設置促進や街路灯の適正配置のほか、子ども自身と大人も含めた市民全体の防犯意識の向上を図り、子どもの安全・安心を地域社会全体で守る施策を推進します。

■ 子どもや女性を対象とした前兆事案の件数



■ 子どもに対する犯罪の件数

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0 件	2 件	0 件	1 件	3 件

※速報値のため、本計画の策定後に件数が修正される場合があります。

(武藏野警察署、各年1月1日から12月31日までの集計)

(1) ホワイトイーグルによる市内巡回パトロール

青色防犯パトロール隊「ホワイトイーグル」は、平成13年に大阪府池田市の小学校で発生した小学生無差別殺傷事件をきっかけとして、青色回転灯を装着した車両による巡回パトロールを平成14年11月から行っています。

車両3台により、月曜日から土曜日の午前7時から午後7時まで巡回パトロールを実施します。小学校や保育園等の子ども関連施設では立ち寄り警戒を実施し、防犯上の安全点検をするとともに、施設職員と面談して異常の有無を確認し、不審者情報等の共有を図ります。公園や福祉施設、犯罪の温床となりやすい空き家等については、周辺警戒を実施します。また、子ども関連施設における防犯講話等も積極的に実施しています。



(ホワイトイーグル)



(保育園での安全教室)

【令和5年度の実績】

- ・小学校や保育園等の子ども関連施設の立ち寄り警戒（128施設）
- ・公園や福祉施設等の周辺警戒（115カ所）
- ・子どもや子育て施設職員を対象とした防犯講話（22回、4～1月）

(2) 武蔵野市市民安全パトロール隊による地域パトロール

武蔵野市市民安全パトロール隊は、平成13年に大阪府池田市の小学校で発生した小学生無差別殺傷事件をきっかけとして平成16年10月に発足し、令和4年10月には第10期を迎えました。現在、総勢61人の市民のボランティアにより、地域の防犯パトロールや、子どもたちの登下校時の見守り活動を実施しています。また、警察やホワイトイーグル、ブルーキャップとともに、定期的に活動報告や情報交換を行うなど、緊密に連携を取りながら活動しています。

関係機関・団体と連携しながら、地域の防犯パトロールやイベントへの参加等を通じて、地域に密着した防犯活動を実施し、安全・安心なまちづくりを推進します。



(子どもの登下校時の見守り活動)



(市民安全パトロール隊のマーク)

【令和5年度の実績】

- ・通常パトロールの実施（延べ2861回、4～1月）
- ・地区ごとの合同パトロールの実施（延べ65回、4～1月）
- ・市民安全パトロール隊委員会の開催（7回）
- ・歳末特別環境浄化推進パトロールへの参加（12月）
- ・隊員を対象とした研修の実施（10月）

(3) 自主防犯組織や事業者との連携強化

安全・安心なまちづくりのため、地域の防犯活動を自主的に行っている「自主防犯組織」は、市内に15団体あり、地域ごとに組織されたパトロール隊や犬の散歩をしながら行う「ワンワンパトロール隊」等があります。市では、市内の犯罪情勢や防犯に関する情報を掲載した広報誌「パトウォーク」を作成し、自主防犯組織に情報提供を行っています。また、市民安全パトロール隊と合同の研修会や意見交換会を開催することで、パトロール技術の向上及び他の組織との連携を図っています。

市では、地域の防犯力の向上を目的として、地域に密着した市内事業者と「ながら見守り連携事業」に関する協定を締結しています。日本郵便株式会社武蔵野郵便局、多摩武蔵野しんきん協議会及び東京ヤクルト販売株式会社と協定を締結しています。事業者には、日常業務の中で、特殊詐欺等の被害防止を目的とした高齢者への声かけや外回り時における子どもの見守り活動等をお願いしています。

令和6年度も、自主防犯組織や市内事業所との連携により、地域社会全体での安全・安心なまちづくりを推進していきます。

【令和5年度の実績】

- ・広報誌パトウォークの発行・配布（7月）
- ・自主防犯組織を対象とした研修会及び意見交換会（10月）

(4) 安全情報の周知と共有

メールけいしちょうや子ども関連施設から提供があった不審者情報等は、「むさしの防災・安全メール」や市公式X（旧ツイッター）、LINE等のSNSを利用して速やかに安全情報を配信することで、市民への注意喚起を行っています。

市や地域のパトロール活動についての認知度向上を図り、体感治安の高いまちづくりを進めるため、市内小学校の1年生に配布する安全パトロール隊ニュースや市ホームページ等、様々な広報手段により広く周知します。

市内で重大事件・事故が発生した場合に備え、訓練等を通して、警察等の関係機関や府内関係部署との連携を強化し、正確な情報をより早く適切に共有できるように努めます。

【令和5年度の実績】

- ・「むさしの防災・安全メール」による安全情報の配信（174回、4～1月）
※安全対策課発信分（防犯、国民保護、熱中症関連）
- ・安全パトロール隊ニュースの発行・配布（4月）
- ・市報等による武藏野市生活安全計画の周知（4月）

(5) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

子どもの安全を守るため、平成31年2月に市と武藏野警察署で締結した「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」に基づき、110番通報等で警察に連絡があった家庭についての情報共有を行っております。引き続き、児童相談所、警察、学校、市内児童福祉関係施設や市関係部署等によって構成される武藏野市子育て支援ネットワークを中心とした関係機関との連携により相談支援を行っていきます。

【令和5年度の実績】

- ・警察との情報共有を行った件数（51件、4～1月）

(6) 青少年健全育成事業の充実

青少年の非行を防止する観点から、夏・春の長期休業前に私立・都立を含めた市内の学校に通う小・中学生及び高校生向けに、武藏野警察署と協力して作成する「非行防止チラシ」を配布し、啓発活動を行います。

薬物乱用防止のための取組みとして、市、武藏野警察署、多摩府中保健所が参加する「武藏野市青少年薬物等乱用対策推進本部幹事会議」を開催し、青少年の非行防止対策に関する活動報告及び、薬物使用事案に係る課題等の意見交換を行います。

平成25年に吉祥寺で起きた10代の少年による殺傷事件をきっかけに平成26年から開始し

た若者サポート事業「みらいる」では、概ね15歳から18歳までの若者を対象とする相談窓口を設置し、学習やイベントを通して、自分の進路を探す支援を実施します。

【令和5年度の実績】

- ・市内の小・中学生及び高校生向けに非行防止チラシを配布（年2回）
- ・武蔵野市青少年薬物等乱用対策推進本部幹事会議の開催（2月）

(7) 子どもの安全・安心を守る取組み

① 学校での取組み

市立小・中学校では、「セーフティ教室」を実施し、子どもたちが犯罪から身を守る術やインターネットの安全利用を学ぶことで、児童や生徒の防犯意識の向上を図ります。小学校では、子どもたちが犯罪から自分の身を守る意識をもてるよう、保護者や教員とともに自分の目と足で通学路を点検する「地域安全マップ」づくりを、各校で実態に応じて実施します。



(地域安全マップ作り)

本市では、令和3年度より、市立小・中学校に在籍している全児童・生徒に学習者用コンピュータを一人1台ずつ貸与しています。近年、インターネットを通じて子どもが事件や犯罪に巻き込まれたり、SNSやインターネット上の掲示板等が誹謗中傷やいじめの温床となったりするケースもあります。そのため、ICTを適切・安全に使う資質・能力を育むために、子どもたちが自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用するデジタル・シティズンシップ教育を推進しています。各学校では、毎月配布する「学校だより」や日頃の生活指導の中で、事件やインターネット上のトラブルから子どもを守るために呼びかけを行うほか、関係機関と協力してインターネット・フィルタリングサービスの利用についての啓発を行います。また、市教育委員会が年6回開催している「生活指導主任会」には、市内小・中学校長、生活指導者担当教員、関係機関が参加し、児童、生徒の現状について情報交換を行うとともに、いじめ問題やネットルール、問題行動等について今後の対策を協議します。

通学路の安全確保については、市立小学校の通学路に設置した防犯カメラ（市内60台）や、「登下校あんぜんマップ」の配布等により、通学路の安全確保に関する対策を継続的に行います。

② 保育園、児童館及び地域子ども館での取組み

市内の保育施設では、児童の安全・安心対策の強化を図るため、災害情報等の緊急情

報を市（子ども育成課）及び各保育施設から保護者に配信するサービスを導入しています。

市立保育所では、子どもたちが安心して過ごせるように、非常通報装置（学校110番）、モニターカメラ、オートロック門扉の設置など安全に関わる対策を行っています。

児童館では、バスケットゴール、砂場支柱等の設備の日常点検、遊具や器具の随時点検を行い、危険個所の有無を調べ、修理を行っています。また、年に2回来館者とともに避難訓練を行っています。さらに、来館者へ向けた安全教育に関する情報提供、職員の不審者対応、救急対応等の実技講習について、関係機関、市関連部署と連携して取り組んでいきます。

地域子ども館では、児童が使用する遊具や器具の日常的な安全確認や、一輪車の定期的な保守点検、各館で年に2回以上の避難訓練を実施しています。また、事故、災害、食物アレルギー事故など緊急事態発生時に備えて各種マニュアルを作成しています。さらに、現場職員を対象として上級救命講習や応急救護講習、嘔吐処理研修、エピペン講習を実施し、安全性の確保に取り組んでいます。

③ 地域との連携による取組み

市では、子どもたちが身の危険を感じたときに一時的に避難できる場所としての「子どもを守る家」や自転車に蛍光色の帯を取り付け地域防犯力の向上を図る「みんなで子どもを守ろう自転車防犯帯」活動、青少年問題協議会地区委員会によるC A P（子どもが暴力から自分を守るためにプログラム）ワークショップの実施を推進しています。また、関係団体との相互の緊密な連絡を図るため、武蔵野市子どもを守る武蔵野連絡会を開催しています。



(こどもを守る家ステッカー)



(みんなで子どもを守ろう自転車防犯帯)

【令和5年度の実績】

- ・市立小・中学校で「セーフティ教室」を実施（各校年1回以上）
- ・市立小学校で「地域安全マップ」を作成（第3・4学年）
- ・生活指導主任会の実施（年6回）
- ・小学校入学説明会において、警察署と共同発行した「登下校あんぜんマップ」を保護者へ配布
- ・青少年問題協議会地区委員会によるC A Pワークショップの実施（4地区委員会）
- ・武蔵野市子どもを守る武蔵野連絡会の開催（2月）

重点目標2

災害に強いまちづくりの推進

令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とする最大震度7の大地震が発生し、大きな被害をもたらしました。国の想定では、今後30年以内に約70パーセントの確率で首都直下地震が発生するとされています。

こうした状況の中、令和5年度に市が実施した市政アンケート調査結果（速報）では、「今後、重点的に進めてほしいもの」の設問において「安全・安心なまちづくり」が約4割と最も高く、そのうち「防災態勢強化」が41.2パーセントと、自然災害から市民及び来街者の生命や財産を守るための対策が求められています。

市では、令和4年度に10年ぶりに見直しが行われた東京都の新たな被害想定を踏まえ、武藏野市地域防災計画の修正を行うとともに、震災復興マニュアルの策定をしました。今後も市民の生命や財産を守ることを目的に様々な発災を想定した訓練を実施します。

市民の安全・安心を脅かすのは自然災害だけではありません。令和5年には、市内で火災が55件発生しており、電気を起因とする火災の割合が全体の50パーセントを占めていることから、現状を踏まえた火災予防の取組みをより一層推進していかなければなりません。

（1）建物の耐震化と家具転倒防止対策の推進

① 耐震化支援事業

建物の耐震性等についての相談を受けるため、専門知識を有する建築士等による無料相談窓口を設けています。また、昭和56年5月31日以前に着工された民間住宅及びマンションに対して、耐震アドバイザーを派遣し無料で簡易診断等を実施しています。今後は、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工された新耐震基準の木造住宅を対象に支援の拡充を検討します。

② 民間住宅等耐震化助成事業

昭和56年5月31日以前に着工された民間住宅及びマンションのほか商業・近隣商業地域内にある3,000m²未満の住宅以外の建築物について、耐震診断・補強設計・耐震改修等に係る費用の一部を助成しています。また、昭和56年5月31日以前に着工された住宅以外の民間建築物、昭和56年6月1日から平成12年5月31日の間に着工された住宅に対し、耐震診断にかかった費用の一部を助成しています。今後は、新耐震基準の木造住宅を対象に助成の拡充を検討していきます。

■耐震化支援件数の推移

			令和3年	令和4年	令和5年	
耐震性相談			1件	2件	1件	
耐震アドバイザー派遣	相談	住宅	3件	3件	6件	
		マンション	1件	0件	0件	
	簡易診断	住宅	21件	23件	27件	
		マンション	0件	0件	0件	
安心パック（※1）			5件	5件	7件	
耐震診断助成			8件	4件	4件	
補強設計助成			5件	3件	2件	
納得コース（※2）			2件	1件	2件	
耐震改修（除却を含む。）助成			35件	23件	29件	

(各年1月1日から12月31日までの集計)

※1 耐震診断、補強設計及び工事費概算算出を1度の申請で実施するもの

※2 補強実施設計、工事監理及び耐震改修を1度の申請で実施するもの

③ 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業

都が指定する特定緊急輸送道路の沿道における対象建築物の所有者に対し、補強設計・耐震改修の費用の全部又は一部を助成しています。今後は、一般緊急輸送道路沿道建築物を対象に加え、助成を拡充することを検討します。

■特定緊急輸送道路建築物耐震化助成件数の推移

	令和3年	令和4年	令和5年
補強設計助成	2件	1件	1件
耐震改修助成	3件	0件	0件

(各年1月1日から12月31日までの集計)

④ 家具転倒防止の推進

市単独事業として、高齢者や障害者等の世帯を対象とした「武蔵野市家具転倒防止金具等取付事業」を実施しています。今後は、全世帯への家具転倒防止金具等の設置を目指し、新たな施策を進めます。

■家具転倒防止金具等取付事業

※高齢者や障害者等の世帯を対象とした件数

	令和3年	令和4年	令和5年
取付件数	18件	11件	16件

(各年1月1日から12月31日までの集計)

(2) ブロック塀等の安全点検・改修の推進

市では、昭和56年よりブロック塀等の改善工事に対する助成を実施しています。平成30年6月の大坂府北部地震で、ブロック塀の倒壊により死傷者の発生する事故が発生したことを受け、市では市立小・中学校等の市所有施設について緊急安全点検を実施し、危険と判定されたブロック塀等について撤去・改修工事を行うとともに、同年12月からは助成制度を拡充し、ブロック塀等の倒壊による危険性を市民や市内事業者に対して周知することに力を入れてきました。

令和6年度も引き続き、市民防災協会の防災推進員による防災タウンウォッチングを中心とした安全点検を実施するとともに、チラシのポスティング等を通じて市民や事業者へ周知し、ブロック塀等の改善の推進を図ります。

■ ブロック塀等の改善に対する補助金交付件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金交付件数	19件	21件	11件

(令和5年度は令和5年4月から令和5年12月までの件数)

(3) 総合的な豪雨対策の推進

かつて雨水は畑や土の表面から地中に浸み込んでいましたが、市域の大部分において宅地化や道路舗装等の都市化が進み、地中に浸み込みにくくなることで下水道への流入量が増加しています。それに加えて、近年は地球温暖化やヒートアイランド現象等の影響とみられる局地的大雨等が頻発することで、浸水被害が起こりやすくなっています。

このような状況を踏まえて、市では、公立小・中学校の校庭等への雨水貯留浸透施設の設置、生活道路等の透水性舗装への改修、民有地への雨水浸透施設等の設置助成を行い、下水道に流入する雨水を減らして浸水被害の軽減を図るとともに、河川への雨水流出を抑制する取組みを行っています。

令和6年度は、近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化により多発する浸水被害に対応するため、武蔵野市雨水管理計画（仮称）の策定に着手します。また、「武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」（令和2年7月1日施行）に基づき、市民・事業者・公共施設管理者に対して、雨水浸透施設等の設置に関わる指導・協議を継続して行い、助成事業を活用した雨水浸透施設等の設置を推進するため、既存の建築物に対してPR活動を積極的に行います。また、浸水想定区域周辺にある公園樹木の計画的な剪定や雨水ますの定期的なしゅんせつ等を実施することにより、浸水被害の軽減を図ります。

また、浸水被害が発生した場合に備え、令和元年度に全戸配付した武蔵野市浸水ハザードマップの周知・活用を図ります。自宅周辺の浸水想定区域を確認、気象情報の収集、土の

うの準備等の早めの事前対策を呼びかけるとともに、雨が強く降っている時やその直後は地下室、地下空間に近づかないなど身を守る方法についての周知を行っていきます。

■雨水浸透施設等設置件数及び民有地への雨水浸透施設等の助成件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雨水浸透施設等設置	456 件	493 件	305 件
雨水浸透施設助成	43 件	23 件	24 件
雨水タンク助成	36 件	19 件	18 件

(令和5年度は令和5年4月から令和5年12月までの件数)

【令和5年度の実績】

- ・透水性舗装への改修（市道第72号線及び第134号線など）
- ・水害への備えを市報に掲載（6月1日号に掲載）
- ・西久保はらっぱ公園に雨水浸透ます（4箇所）、浸透トレーンチ管（55m）を設置
- ・浸透対策公園（7箇所）における排水施設のしゅんせつ作業

（4）火災予防と建物の避難路の確保

① 火災予防の取組み

令和5年に東京消防庁管内で発生した住宅火災による死者数をみると、依然として高齢者が高い割合を占めていることから、武藏野消防署及び市民防災協会と連携し、住宅用火災警報器の設置・点検等の周知や簡易的な防火・防災診断を行うほか、個人からの要望やケアマネジャーからの紹介により消防署員が高齢者の住まいの安全をチェックする「住まいの防火防災診断」を実施します。

市民や市内事業所の火災予防意識を高めるために、武藏野消防署と連携し、広報紙の配布や広報動画の放映等、様々な広報媒体を活用した効果的な火災予防広報を展開するほか、市内事業所に対しては、自主防火の基盤となる防火管理者の選任に向けた指導や自衛消防訓練の実施を促進するなど、防火管理の実効性向上を図ります。

消防署が実施する火災予防運動や歳末消防特別警戒においては、消防署と消防団双方の消防車両による巡回広報や巡回警戒を行うなど、火災予防活動の充実を図ります。

消防団の機関員訓練、操法訓練等を通じた活動技術の向上や地域の水利整備を図るなど、消防力を強化し火災発生時の被害軽減に努めます。

■市内の火災発生状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
発生件数	46件	32件	36件	54件	55件
焼損床面積	75m ²	302m ²	354m ²	165m ²	61m ²
死者	1人	1人	3人	1人	0人

(武蔵野消防署、各年1月1日から12月31日までの集計)

② 建物の避難路の確保

令和6年度においても、武蔵野消防署と連携し、商店会や地域の協力のもと、避難施設の維持管理に重点を置いた一斉立入検査を実施し、建物の安全性を高めます。



(市と消防署による一斉立入検査)

『立入検査の状況及び避難障害の一例』



階段や廊下に物が放置されると、火災発生時に避難の障害となるだけでなく、他の階へ燃え広がる原因となります。

■一斉立入検査実施結果

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施対象物総数	103件	123件	150件
違反対象物総数	10件	19件	12件
違反指摘率	9.7%	15.4%	8.0%
命令件数	0件	0件	0件

③ 武蔵野市建築物安全対策連絡協議会

平成13年に発生した新宿歌舞伎町の雑居ビル火災を契機として平成14年7月1日に「武蔵野市建築物安全対策連絡協議会」を立ち上げました。武蔵野警察署、多摩府中保健所、武蔵野消防署及び市が連携し、雑居ビル等の防火安全対策を推進するための情報交換及び連絡調整を行っています。

具体的な活動としては、警察署への風俗営業の許可申請がされた物件について、警察署より情報提供を受け、市と消防署がそれぞれ建築基準法及び消防法に基づき適法性について検査等を行っています。

【令和5年度の実績】

- ・吉祥寺駅周辺の一斉立入検査を実施（6月及び11月）
- ・吉祥寺駅前合同自衛消防訓練を実施（5月及び11月）
- ・消防署による事業所出向き型自衛消防隊訓練審査会を実施（8～9月）
- ・消防署によるハモニカ横丁の火災予防指導を実施（令和6年3月）
- ・要配慮者を対象とした「住まいの防火防災診断」の推進について、市と消防署が覚書を締結



重点目標 3

自転車利用と生活道路の安全対策の推進

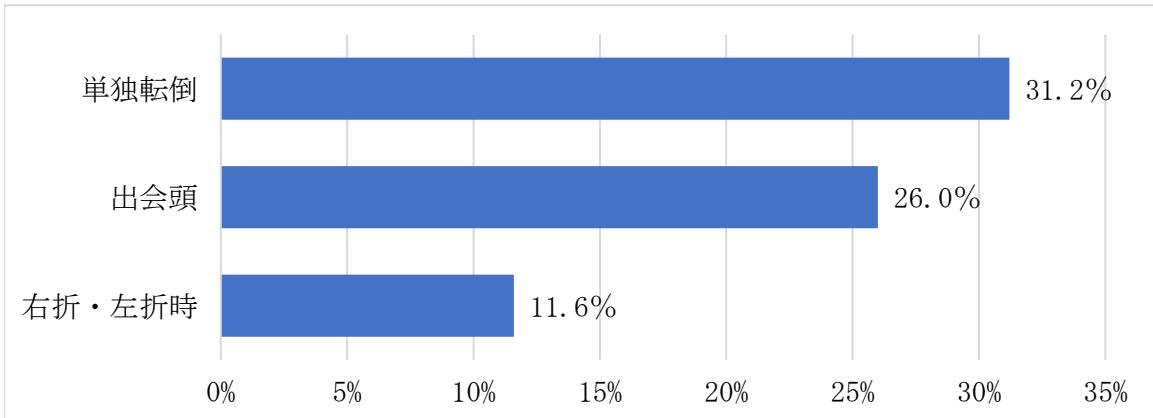
自転車の利用にあたっては、道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の努力義務が課せられるなど、対策が強化されていますが、市内の自転車が関与する交通事故の割合は3年連続で6割を超えており、引き続き対策が必要とされています。自転車利用の際のルールの徹底や交通マナーの向上を図るために、警察署や交通安全協会等の様々な関係団体と連携し、「自転車事故に遭わない、起こさせない自転車安全利用先進都市」を目指します。また、本市は市外からの自転車の乗り入れが多いことから、東京都や関係機関等と連携しながら、主要な道路における自転車走行空間整備を推進します。

道路ネットワークが十分に構築されていないこと等により、生活道路を抜け道として利用する通過交通が流入していることから、市民や警察署等と連携し、法令遵守、マナーの向上等を図るとともに、通学路をはじめとした歩行者の利用環境や地域の実情に即した交通安全施設等の整備を推進します。さらに、防災性の向上と交通の円滑化等を図るため、計画的な区画道路整備や狭い道路拡幅整備により、安全・安心で快適なまちづくりを推進します。

■ 市内における交通人身事故のうち、自転車の関与する事故件数の推移

	令和元年	2年	3年	4年	5年
総事故件数	224 件	206 件	349 件	387 件	394 件
自転車関与事故件数	106 件	107 件	221 件	253 件	250 件
割合	47.3%	51.9%	63.3%	65.4%	63.5%

■ 市内の自転車事故の主な類型（令和5年中）



(1) 自転車等の交通安全教育の推進

① 自転車安全利用講習会

平成20年10月から、市内を自転車で走行する方を対象に、武蔵野警察署との共催で、自転車安全利用講習会を開催しています。講習会をより充実させるため、関係法令の改正等自転車等の利用に関する社会情勢や地域状況により随時講習内容の見直しを行い、安全利用を促進するために効果的な内容としていきます。

講習会受講者を通じて自転車安全利用のルール・マナーが広く波及していくよう取組みを進めます。



(自転車安全利用講習会)

【令和5年度の実績】

- ・自転車安全利用講習会の実施状況（4～1月）

講習種別	開催回数	受講者数
一般講習	26回	712人
出張講習	20回	1,846人

- ・講習会参加者への自転車整備点検の助成（64件、4～1月）
- ・同、自転車用ヘルメット購入費用の助成（129件、4～1月）

② 市立小・中学校での交通安全教室

市立小学校では、1・2年生を対象に道路上での安全な歩行方法や正しい交通ルールを体験学習する「歩行横断訓練」を、3～6年生を対象に自転車の安全運転と正しい交通ルールを体験学習する「自転車安全教室」を警察署や交通安全協会等と連携して実施しています。各小学校で児童及び保護者を対象に自転車安全教室も実施しています。「自転車安全教室」実施後は、1年間を有効期限とする「武蔵野市自転車安全教室修了証」を交付し、児童の安全意識の高揚を図っています。また、児童が使用する自転車の無料点検を自転車安全教室等に合わせて実施しています。

市立中学校では、プロスタントマンの自転車事故再現により、生徒に直接恐怖を感じさせ、事故の危険性と交通ルールの遵守の重要性を強く認識してもらうスケアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施して



(小学校交通安全教室)



(中学校交通安全教室)

います。

【令和5年度の実績】

- ・市立小学校 12校で交通安全教室（全35回）を実施
- ・市立小学校 7校で夏休み学校内自転車無料点検を実施
- ・市立中学校 2校でスクエアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施

③ 地域における交通安全のための取組み

武蔵境自動車教習所等でのイベントにおいて、近隣の住民や来街者に対し、交通安全・自転車の安全利用を啓発するため、武蔵野警察署や交通安全協会等と連携して交通安全に関する広報・啓発活動を実施しています。

市内を走行している自転車利用者に対し、交通ルールの遵守や交通マナーの向上、自転車点検の重要性を啓発するため、武蔵野警察署や交通安全協会等と連携し、吉祥寺・中央・武蔵境地区の街頭で「自転車マナーアップキャンペーン」を実施しています。また、令和3年度から市施設等において自転車出張点検整備を実施しています。

【令和5年度の実績】

- ・交通安全に関する広報・啓発活動及び自転車シミュレータ一体験等の自転車交通安全教室を実施（8月26日武蔵境自動車教習所）
- ・小さな子どもをもつ保護者の方に交通ルールなどの交通安全について知っていただくため「親と子の武蔵野交通安全フェア2023」を実施（10月14日市役所）
- ・自転車出張点検整備を実施（5月16日市役所駐輪場、10月14日親と子の武蔵野交通安全フェア2023、11月27日0123はらっぱ）（令和6年2月現在）
- ・自転車マナーアップキャンペーンを8回実施（雨天のため10回中2回中止）

④ 自転車安全利用啓発動画の配信

市内において自転車が関与する事故が多くなっていることを受け、自転車の交通ルールやマナーに関する動画（自転車が通行できる場所やその方法、交差点での注意点などを解説したドラマ仕立ての動画や、子ども向けのクイズ、保護者向けの内容の動画など）計7本を市公式YouTubeの「武蔵野市公式動画チャンネル」で配信しています。



（自転車安全利用啓発動画）

(2) 自転車走行空間整備の推進

本市の実情に即した自転車走行環境づくりを推進するため、平成29年4月に「武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定しました。推進計画で選定した自転車走行空間ネットワーク路線の市道については、道路法、道路交通法その他関係法令やガイドラインの改正、道路の構造や利用状況等を踏まえて、適切な整備手法を検討し、引き続き、走行空間の整備を進めています。

あわせて、市内における自転車が関与する事故が多く発生している交差点等の危険箇所を中心に、武蔵野警察署や道路管理者等との連携を図り、走行方法について分かりやすく説明した補助看板を必要に応じ設置する等により、自転車利用者や自動車運転者への意識付けにつなげていきます。



(自転車ナビマーク・ナビライン)

(3) 放置自転車対策の推進

① 自転車駐車場の利用体系の再編

市はこれまで駅周辺における放置自転車対策として自転車駐車場整備を進め、現在では実際に停められている台数(放置自転車含む)よりも多い自転車駐車場を確保しています。駅周辺において新たな自転車駐車場用地の確保は困難な状況があり、既存の自転車駐車場の有効活用が必要となっています。

現状の課題を解決するため、令和3年度から令和5年度にかけて公共自転車駐車場の利用料金体系、定期・一時の利用区分体系及び定期使用期限を一体的に見直し、利用者の利便性の向上及び自転車の放置防止の強化を進めました。

② 自転車の放置防止の取組み

歩道等に自転車等を停めようとする者に放置前に指導を行うとともに、商店会、ビルオーナー等と連携して、放置禁止区域・駐輪場マップを配布するなど、自転車駐車場へ誘導するための取組みを強化しています。また、利用者が自転車駐車場の空き状況を確認できるよう、自転車駐車場に「総合満空表示盤」やデジタルサイネージ(電子看板)を設置し、利用者の誘導を行っています。平成30年11月からは、満空情報WEB版の発信を開始し、自宅等から出発前でも確認ができるようになっています。

放置自転車対策に一定の効果が見られる路線又はエリアについては運用方法を効率化し、放置が多い路線又はエリアでの重点化等、効率的・効果的な放置自転車対策を継続します。また、夜間における放置自転車対策について商店会等と検討します。

■撤去自転車台数および放置自転車台数

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
撤去自転車台数（台）	1,703 台	1,667 台	1,434 台 (4 ~ 1 月)
放置自転車台数（台） ※各年 10 月 平日 午後	85 台	87 台	94 台

③ 自転車駐車場の短時間無料制度導入の推進

短時間無料制度は、平成 22 年度に導入し、放置防止及び自転車駐車場の利用促進に効果を上げています。

現在は、前払い式の三鷹駅北口第 3 自転車駐車場を除くすべての一時利用自転車駐車場に短時間無料制度を導入しています。

④ 自転車盗難の被害防止の啓発

令和 5 年の市内の刑法犯認知件数のうち 34% が自転車盗難となっており、認知されているものだけで 443 件発生しています。放置自転車の一因ともなる自転車盗難を防止するため、利用者に施錠の徹底を呼び掛けており、さらにその取組みを強化します。



(自転車の施錠を呼びかける掲示)

（4）居住者・歩行者の安全性・快適性を考慮した道路整備の推進

① 生活道路の安全対策の推進

市はこれまで狭さく、ハンプの設置などによる人にやさしいみちづくり事業を進め、一定の整備効果が表れているものの、通過車両が依然多い生活道路もあります。

現状の課題を解決するため、交通に関する実態把握やデータ分析を行い、警察との連携や地域住民の理解・協力を得ながら安全対策を推進します。

【令和 5 年度の実績】

- ・生活道路における交通量等調査

② 区画道路の拡幅整備事業の推進

事業着手済みの区画道路の道路拡幅整備を推進します。

【令和5年度の実績】

- ・市道第79号線道路整備工事
- ・市道第299号線仮整備工事

③ 狹あい道路整備の推進

平成8年度の建築確認事務の移管に伴い定めた「狭あい道路拡幅整備要綱」に基づき、建物の建て替えや路線改修等に合わせて狭あい道路の拡幅整備を行っています。

【令和5年度の実績】

- ・狭あい道路（全長85km）の整備（0.31km（総整備延長31.7km、総整備率37.2%）、4～12月）

（5）LED街路灯の整備

市では、「安全・安心な道路サービスの確保」と「環境負荷の低減」を推進するため、夜間における道路の視認性を向上させ、歩行者・自転車・自動車等の安全な通行を確保するとともに、環境負荷の低減に向けた取組みとして街路灯のLED化を進めています。

平成30年度からの3年間で市内の小型街路灯（蛍光灯）約5,400基、令和3年度からの2年間で大型街路灯約500基のLED化を行いました。今後は令和5年度からの2か年で市内に約400基ある装飾街路灯のLED化を行います。

【令和5年度の実績】

- ・装飾街路灯（水銀灯）のLED化を実施（約220基、10～3月）

重点目標 4

多様化する犯罪被害の防止対策の推進

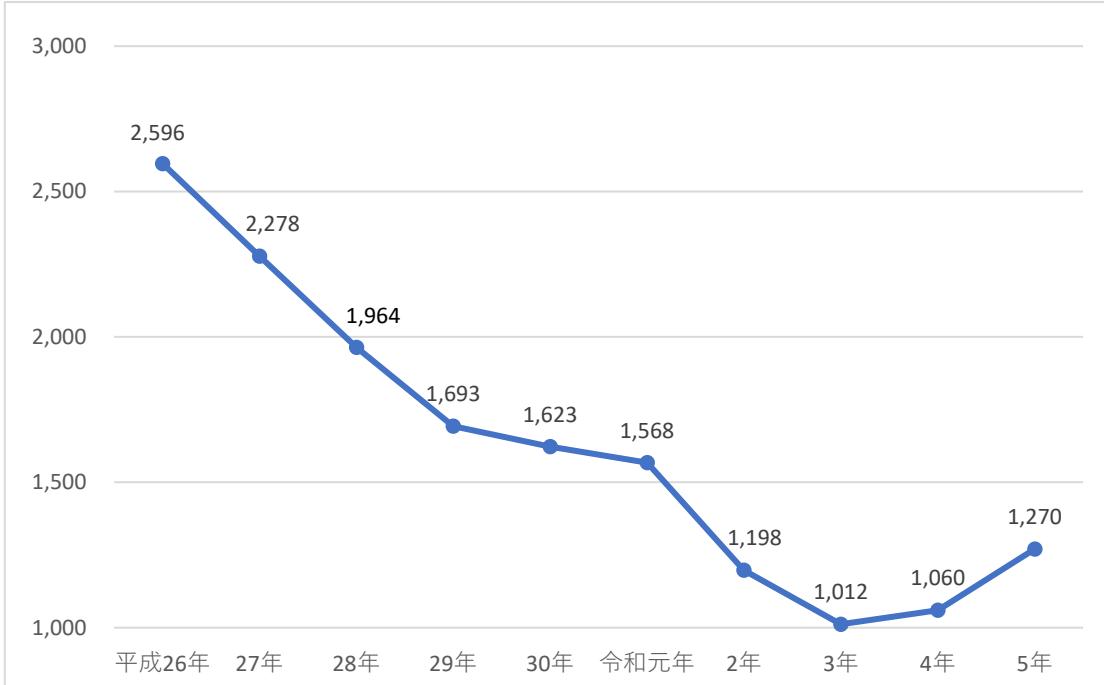
市内の刑法犯認知件数は、令和4年以降増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症発生前の水準に戻りつつあります。

また、令和5年中は、高齢者を狙った特殊詐欺や「アポ電」と呼ばれる予兆電話の発生のみならず、住宅や店舗に押し入る強盗事件が全国で多発するなど、犯罪の凶悪化が懸念されています。

令和5年度に実施した市政アンケート調査結果（速報）では、「今後、重点的に進めてほしいもの」の設問において「安全・安心なまちづくり」が39.2パーセントと最も高く、そのうち「防犯対策」は24.5パーセントであり、防犯に対する意識や関心は引き続き高いと言えます。

犯罪や悪質商法等は、近年ますます巧妙化かつ多様化しているため、被害の防止に向けて、警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、パトロール活動、啓発等に地域ぐるみで継続的に取り組みます。

■ 市内の刑法犯認知件数



各年1月1日から12月31日までの集計
(平成26年から令和4年までは「警視庁の統計」より)
(令和5年は武藏野警察署の集計)

■市内の指定重点犯罪認知件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
強盗	1件	5件	0件	0件	0件
ひったくり	5件	4件	2件	0件	1件
侵入窃盗	95件	133件	75件	33件	22件
自動車盜	1件	0件	0件	1件	0件
性犯罪	8件	6件	4件	4件	9件
子どもに に対する犯罪	0件	2件	0件	1件	3件
特殊詐欺	66件	53件	45件	42件	49件
特殊詐欺 被害額	約1億 1,030万円	約 8,610万円	約 7,870万円	約 8,820万円	約1億 775万円

※ 指定重点犯罪・・・警視庁が指定した特に犯罪抑止に取り組んでいる悪質な犯罪

(武藏野警察署、各年1月1日から12月31日までの集計)

(1) 特殊詐欺被害の防止対策の推進

市内では、オレオレ詐欺などの特殊詐欺による被害が、依然として多く発生しています。また、インターネット閲覧中に偽のセキュリティ警告等を表示し、金銭を騙し取ろうとする「サポート詐欺」も増加するなど、手口は多様化・巧妙化しています。

市では、警察や防犯協会等と連携し、ATM警戒パトロールや啓発活動を行うほか、被害防止に効果のある「自動通話録音機」を65歳以上の高齢者に無料で貸し出すなど対策を実施しています。

また、市内で「アポ電」と呼ばれる特殊詐欺の予兆電話があった際には「むさしの防災・安全メール」でいち早く情報を配信するとともに、ホワイトイーグルの車外放送により注意喚起を行っています。

短時間で高収入が得られるなど甘い言葉でアルバイトをSNS等により募集し、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯などの犯罪に加担させる「闇バイト」に対する注意も必要です。警察等の関係機関・団体と連携を図りながら、被害の防止及び加害者とならないための注意喚起・啓発活動に取り組んでいきます。



(自動通話録音機)

【令和5年度の実績】

- ・65歳以上の高齢者に対する自動通話録音機の無料貸し出し 150台（4～1月）
- ・むさしの防災・安全メールによる注意喚起（特殊詐欺に関する内容） 99回
(4～1月)
- ・3駅周辺でのATM警戒パトロールの実施（毎月）
- ・サポート詐欺被害防止封筒の作成及び市内コンビニへの配付

(2) 消費者被害未然防止のための取組み

高齢者が狙われやすい点検商法等の悪質商法による被害が後を絶たないため、高齢者の団体や地域の団体に対して消費生活相談員が出前講座を行い、未然防止のための啓発に努めています。

令和5年度には、郵便局での啓発リーフレットの配架や関東バス車両内デジタルサイネージを用いた啓発動画の放送等を行いました。令和6年度も引き続き高齢者の消費者被害防止に向けた啓発を行っていきます。

また、成年年齢が令和4年4月1日から18歳に引き下げられたことにより、社会経験の少ない18歳、19歳の若者が悪質商法の被害の対象となることが懸念されています。市内に在住、在学する中・高・大学生に対し、出前講座や、リーフレットの配布を行い、啓発に努めます。

【令和5年度の実績】

- ・出前講座の実施 8回（令和5年12月現在）

(3) 吉祥寺ミッドナイトパトロール隊による夜間パトロール

平成25年に市内で発生した強盗殺人事件をきっかけに設置された「吉祥寺緊急安全対策会議」にて警察、学校、地元商店会等の関係機関・団体が検討を重ねた結果、同年4月に「吉祥寺ミッドナイトパトロール隊」が発足しました。ブルーキャップが活動を終了してからホワイトイーグルが活動を開始する午前7時までの深夜・早朝時間帯に、吉祥寺駅周辺や周囲の住宅地のパトロールを実施します。

安全パトロールに加えて、つきまとい勧誘行為及び客引き行為等に対する指導・警告等を実施し、深夜・早朝時間帯における迷惑行為の防止を図ります。

【令和5年度の実績】

- ・深夜・早朝時間帯に、駅周辺の公共施設や公園、空き家等への立寄りや、商店街・住宅街での巡回パトロールを実施（土・日・祝日を含む365日）

- ・市や関係機関へ報告・通報を行った件数 223件（4～1月）
※つきまとい勧誘行為や客引き行為等に対する指導等を除く件数
- ・つきまとい勧誘行為や客引き行為等に対する指導等→28ページ参照

(4) 街頭防犯カメラの設置促進

平成25年に市内で発生した強盗殺人事件をきっかけとして、商店会や町会等により多くの街頭防犯カメラが設置されました。市では、防犯活動を行う商店会や町会等による街頭防犯カメラの設置、維持管理及び運用に係る経費の一部を補助することで、設置・管理を支援しており、引き続き支援制度の周知を図っていきます。また、市立小学校の通学路や繁華街である吉祥寺駅周辺に設置した街頭防犯カメラの運用のほか、今後は、公園などの公共空間への防犯カメラの設置についても検討を行い、犯罪の未然防止等の取組みを進めます。



(商店街に設置された
街頭防犯カメラ)

【令和5年度の実績】

- ・市が通学路や吉祥寺駅周辺に設置する防犯カメラの運用 73台
- ・商店会や町会等が新たに設置する防犯カメラの整備費用補助 25台（4団体）
- ・商店会や町会等が設置する防犯カメラの維持管理経費補助 99台（4団体）
- ・商店会や町会等が設置する防犯カメラの運用経費補助 74台（8団体）
- ・商店会や町会、市による防犯カメラの設置状況 364台（商店会284台、町会7台、市73台、いずれも令和6年3月22日現在）

(5) 建築主に対する防犯設備設置指導

市では、「武蔵野市生活安全条例」に基づき、建築確認を申請する事業者に対して、15戸以上の共同住宅や不特定多数の方が利用する建物を建築する際は、建築物の防犯設備や構造、周囲からの見通し状況等、犯罪を予防するための対策について、警察署と協議を行うよう指導しています。

【令和5年度の実績】

- ・武蔵野市生活安全条例に基づく警察署との協議（22件、4～1月）

(6) 落書き防止対策と美しいまちづくり

公共物等への落書きは犯罪です。こうした犯罪行為を放置することは、さらに大きな犯

罪を呼び込むことに繋がります。

市では、落書き消去を希望する方に消去剤を貸与しています。また、電柱や案内板等の公共物に書かれた落書きは、随時消去し、新たな落書きの防止に努めています。

地域の目を光らせ、落書きを放置しないことが安全なまちをつくる第一歩であり、落書き防止の取組みを継続的に実施することにより、安全で安心なまちづくりを推進します。

【令和5年度の実績】

- ・落書きの消去 321件（4～12月）

(7) 防犯に関する市民への啓発の取組み

市では、市民の防犯意識の向上や関係機関・団体が連携を図ることを目的として、防犯に関する様々な啓発活動を行っています。

武蔵野市市民安全大会では、毎年策定する「武蔵野市生活安全計画」を市民や関係機関・団体に広く周知するとともに、安全・安心に関する講話をを行うことで、関係機関・団体が連携し、安全対策を推進していくという意識を共有しています。

防犯協会が主体となって実施する市内の3駅周辺にて定期的に開催している犯罪被害防止キャンペーンでは、市及び警察署が協力し、駅利用者や通行人等に対して犯罪被害防止のための注意喚起を行っています。

【令和5年度の実績】

- ・武蔵野市市民安全大会の開催（6月）
- ・3駅周辺でのATM警戒パトロールや痴漢撲滅キャンペーンの実施（毎月）

(8) サイバー犯罪・攻撃による被害の防止

サイバーセキュリティに関し、平成29年4月に市と武蔵野警察署、武蔵野商工会議所の3者が協定を締結しました。この協定に基づき、サイバー犯罪の備えが手薄な中小企業や市民を対象に、サイバーセキュリティ意識の向上やサイバー犯罪による被害防止を図ることを目的としたセミナーを開催しています。

【令和5年度の実績】

- ・サイバーセキュリティセミナーの開催（11月）

重点目標 5

環境浄化の取組みと 安心なまちづくりの推進

吉祥寺駅周辺は大きな魅力があるエリアであり、市内外から多くの人々が訪れます。一方で、マナーの悪い客引きや風俗店のスカウト等について苦情が寄せられており、今後も環境浄化の活動を継続的に実施していく必要があります。

市では、特に環境浄化を推進する必要があると認められる地区を「環境浄化特別推進地区」に指定し、重点的なパトロールや清掃等を行っています。

また、市では、「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」に基づき、市内全域で公共の場所でのつきまとい勧誘行為、客引き行為、スカウト行為及び客待ち行為を禁止しています。令和5年12月には、指導等によっても改善しない場合に、警告・勧告・氏名等の公表という、より強い措置をとることができる「勧誘行為等適正化特定地区」の区域を拡張し、取組みを強化しました。

令和6年度も、警察や地元商店会等の関係機関・団体と連携した活動を行うことで、まち全体での環境浄化に対する意識の向上を図り、市民や来街者が安心して過ごせるまちづくりを推進します。

(1) ブルーキャップ・吉祥寺ミッドナイトパトロール隊によるつきまとい勧誘行為及び客引き行為等の防止

武蔵野市安全パトロール隊「ブルーキャップ」は、平成14年に制定された「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」に基づき、同年11月から吉祥寺駅周辺のつきまとい勧誘行為に対する指導・警告や、通行を阻害する路上宣伝行為等に対する注意等を実施しています。令和4年4月には、飲食店等の客引き行為、スカウト行為及び客待ち行為を新たに禁止行為として規定する条例改正を行いました。また、令和5年4月には、ブルーキャップの活動時間延長や吉祥寺ミッドナイトパトロール隊による指導等の開始、同年12月には「勧誘行為等適正化特定地区」の拡張を行うなど、取組みの強化を進めています。

今後も、さらなる環境浄化の取組みを推進するため、パトロール体制の強化を含めた対策の検討を行います。



(ブルーキャップ)

【令和5年度の実績】

- ブルーキャップ及び吉祥寺ミッドナイトパトロール隊が取り扱ったつきまとい勧誘行為・客引き行為等に対する指導等の件数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
つきまとい 勧誘行為・ 客引き行為等	口頭注意	—	2,217件	3,844件
	指導	7件	5件	0件
	警告	6件	4件	3件
	勧告	1件	0件	0件
路上宣伝行為等の 方法変更の要請		114件	278件	285件

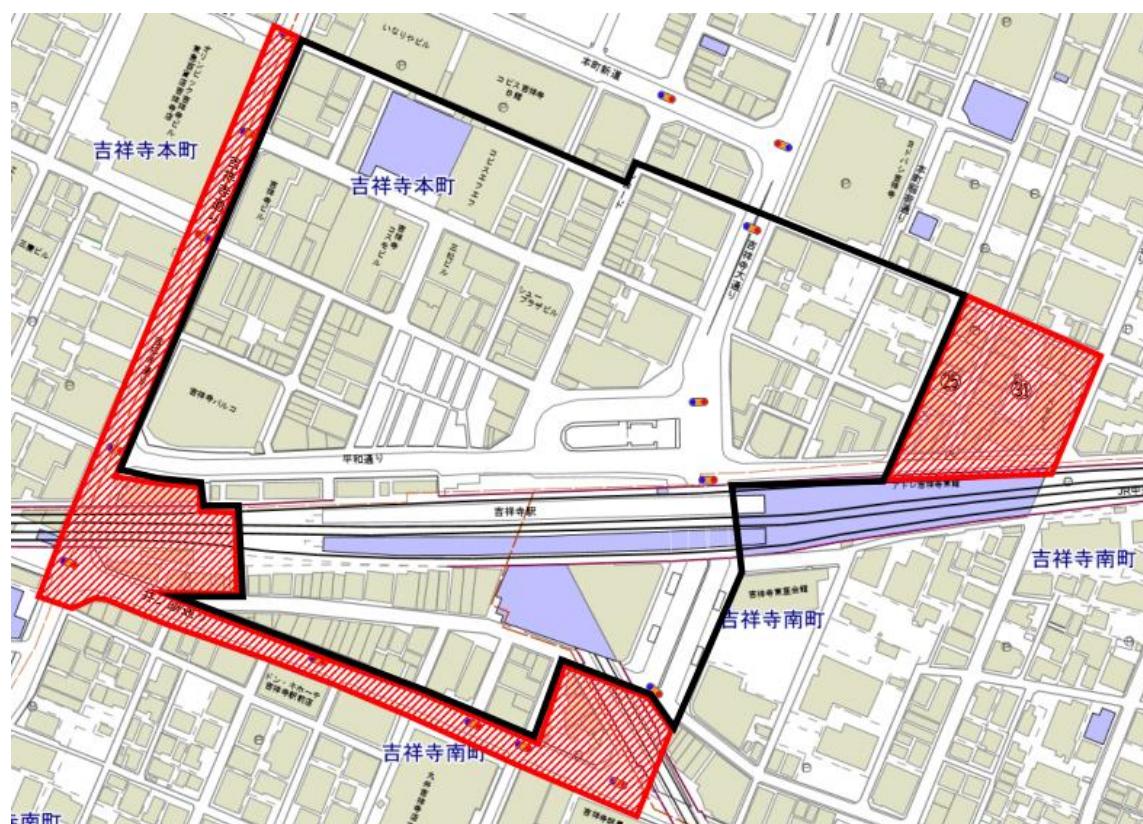
※令和3年度の禁止行為は、つきまとい勧誘行為のみの件数

※令和4年度から、禁止行為となる可能性が高い行為に対する口頭注意等の集計を開始

※令和5年度以降は、ブルーキャップと吉祥寺ミッドナイトパトロール隊の実績の合算

※令和5年度は、令和5年4月から令和6年1月までの件数

- 勧誘行為等適正化特定地区（令和5年12月1日に一部区域を拡張）



□…従前の区域

▨…令和5年12月1日に新たに拡張した区域

(2) 吉祥寺駅周辺における環境浄化の推進

吉祥寺駅周辺エリアでは、コロナ禍と比較して人出が増加したことに伴い、客引きや風俗店のスカウト等の活動も活発になっており、引き続き、各種営業行為等による環境の変化を注視するとともに、まち全体で環境浄化の取組みを推進していく必要があります。また、路上喫煙やたばこのポイ捨て、ごみの問題など、様々な側面から環境浄化の取組みを検討していきます。

市では、武蔵野警察署や防犯協会、地元商店会、自主防犯組織等の関係機関・団体と連携し、環境浄化の推進に向けた断固たる決意を示すために、毎年12月に「歳末特別環境浄化推進パトロール」を実施しています。

また、地域の企業、団体、商店会等で構成されている吉祥寺活性化協議会が中心となり、市や警察と協力して毎月実施する「環境浄化作戦」や「吉祥寺地区盛り場総合対策パトロール」では、路上看板設置店舗に対する注意や見せるパトロール活動を実施しています。

「環境浄化審議会」では、旅館業者の責務等に関する条例が規定する勧告、環境浄化特別推進地区及び勧誘行為等適正化特定地区の指定に関する事項等について、必要に応じて、調査や審議を行います。

■環境浄化特別推進地区



(歳末特別環境浄化推進パトロール)

【令和5年度の実績】

- ・環境浄化特別推進地区道路清掃の実施（日曜・祝日・年始を除く毎日）
- ・環境浄化作戦の実施（毎月）
- ・盛り場総合対策パトロール（月2回、午後9時から実施）
- ・環境浄化審議会（6月、8月※勧誘行為等適正化特定地区の拡張についての審議）
- ・勧誘行為等適正化特定地区の拡張（12月1日施行）
- ・歳末特別環境浄化推進パトロールの実施（12月）

（3）旅館業者の責務等に関する条例に基づく良好な生活環境の維持

昭和40年台後半から吉祥寺駅周辺に多くの風俗営業店が進出したことから、旧近鉄百貨店（現・ヨドバシカメラ）東側地区の風俗街化防止を求める市民運動が起こりました。市では、昭和58年10月に全国に先駆けて「環境浄化に関する条例」を施行し、同条例に基づき「環境浄化特別推進地区」に指定するとともに、「旅館・レンタルルーム規制条例」を施行することで、ラブホテルやレンタルルームの新規進出を規制し、環境浄化の推進に努めました。その後、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正により、図書館から周囲200メートルの区域内にあるラブホテルやレンタルルームの営業が規制されました。

平成30年6月、住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行と同時に、改正旅館業法の施行により旅館・ホテル営業の規制緩和が行われたことから、市では「武蔵野市旅館・レンタルルーム規制条例」の全部改正を行い、平成31年4月に「武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例」を施行しました。この条例に基づき、新たに旅館やホテル等を営業しようとする者に対して、標識の掲出や説明会の開催を要請することで、周辺の生活環境の悪化やトラブルの防止を図っています。

今後も、「旅館業者の責務等に関する条例」に基づき、保健所や地域住民と連携しながら、旅館やホテル等の開業が周辺の生活環境を害さないように取り組んでいきます。

【令和5年度の実績】

- ・市内に新たに建築または営業開始された対象施設数 2件（令和6年1月現在）

（4）暴力団排除のまちづくり

市では、市民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与するため、「武蔵野市暴力団排除条例」を平成25年4月に施行しました。

令和元年6月に東京都暴力団排除条例が改正され、吉祥寺南町1・2丁目及び吉祥寺本町1・2丁目を含む都内29地域の繁華街が「暴力団排除特別強化地域」に指定されました。

暴力団排除特別強化地域では、用心棒料やみかじめ料を暴力団がもらうことのみならず、営業者が用心棒料等を供与することも罰則の対象となります。

武藏野警察署との共催で開催している「飲食店等営業者のための講習会」では、市内の飲食店等営業者を対象に、警察による風営法や市内の暴力団情勢についての講話をを行っています。

市内では暴力団が関係する表立った事件は起きていませんが、今後も警察等の関係機関と連携し、暴力団排除のまちづくりを推進していきます。

【令和5年度の実績】

- ・飲食店等営業者のための講習会の開催（武藏野警察署主催、11月）

重点目標 6

市民の生命と健康を守るための 対策の推進

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類へ移行され、「武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部」は廃止となりました。今後は、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症に対する体制を充実させていく必要があります。

猛暑による熱中症のリスクの増加や、様々な疾患を引き起こすことが明らかになっている受動喫煙の問題等、市民の生命や健康を脅かすのは感染症だけではありません。市は、市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させないために、地域における医療関係機関等と緊密に連携を図りながら、これらの問題に取り組みます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射等、国際情勢は緊迫した状況が続いています。様々な有事を想定し、市民に危害が及ぶような事案が発生した場合に迅速かつ適切な対応がとれるよう、訓練等を通して警察、消防や保健所等の関係機関との連携を深め、危機管理能力の充実を図ります。

(1) 新型感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、感染症の発生から約3年半が経過した令和5年5月8日に、感染症法上の位置付けが5類へ移行されました。今後は、これまでの感染症への対応や課題等を踏まえ、新型インフルエンザ等に対する市の基本的な対策方針を定めた「武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について、国や東京都による計画変更の動向を注視しつつ準備を進め、新たな感染症に対する体制を充実させる必要があります。また、保健センター増築及び複合施設整備において、感染症対策衛生用品の備蓄環境やワクチン接種を実施する環境を整備する計画となっています。

ワクチン接種について、市では令和3年1月7日に武蔵野市新型コロナワクチン接種推進本部を設置して以降、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、ワクチン接種を希望する市民への接種体制を整備してきました。令和5年5月8日から9月19日までは、重症化リスクが高い65歳以上の高齢者及び5歳から64歳までの基礎疾患有する方等を対象とした「令和5年春開始接種」を実施し、新たに1回の追加接種をしました。令和5年9月20日から令和6年3月末までは、初回接種を完了した生後6ヶ月以上の全ての方を対象とした「令和5年秋開始接種」を実施し、流行の主流であるオミクロン株XBB.1.5対応

1 億ワクチンを 1 人 1 回追加接種しました。また、同日より初回接種においても同ワクチンの使用を開始しました。令和 6 年度の接種については、重症者を減らすことを目的として予防接種法の「B 類疾病」に位置づけた上で、主に 65 歳以上の高齢者を対象に、定期接種として実施します。

【令和 5 年度の実績】

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催 2 回（第 114 回会議で終了）
- ・武藏野市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部会議の開催 10 回（第 72 回会議で終了）
- ・市内の P C R 等検査可能な医療機関 67 機関（令和 6 年 2 月 1 日時点）
- ・抗原定性検査キットの配布（試行実施） 157 キット（令和 5 年 4 月 1 日～5 月 2 日分）
- ・自宅療養者を対象とした相談・支援 56 件（令和 5 年 4 月 1 日～5 月 7 日）
- ・市報、ホームページ、むさしの防災・安全メール、S N S 等を通じた注意喚起・情報発信
- ・感染症対策用衛生用品の医療機関等への配布・貸与（手指消毒液）
- ・「令和 4 年版 新型コロナウイルス感染症に対する武藏野市の対応報告書」の発行（5 月）



（集団接種市役所会場）



（武藏野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議）

（2）熱中症対策の推進

市報やホームページ等を活用した熱中症予防の広報を行うとともに、熱中症警戒アラートが発表された際には、むさしの防災・安全メールやホワイトイーグル車両の放送等による注意喚起を行います。

猛暑による熱中症については、屋外のみならず、屋内においても発生しています。また、令和 6 年 4 月より「熱中症特別警戒情報」の運用が開始されることから、引き続き、市民に対して熱中症予防に関する情報を提供するとともに、熱中症防止対策を実施します。

熱中症に関する情報共有と統一した対応を行うため、熱中症シーズンの前後に関係各課の取組み状況を共有します。また、武藏野消防署にも協力を依頼し、市内熱中症の搬送状況等について情報共有を図ります。

暑い日に市民が一時的に休憩できるように、市内公共施設等のロビー等を利用して「むさしのいっとき避暑地」を設定し、熱中症予防の普及や啓発を行います。

熱中症の正しい知識と応急処置の方法を習得することを目的に、高齢者や障害者の支援者、「むさしのいっとき避暑地」や子育て支援施設のスタッフ、市職員を対象として、「熱中症予防講演会」を開催します。



【令和5年度の実績】

- ・熱中症警戒アラートに伴う注意喚起の実施 10回 (いっとき避暑地目印フラッグ)
- ・むさしのいっとき避暑地の設定
- ・熱中症予防講演会（新型コロナウイルス感染拡大防止のため会場とオンラインの両方で開催）

(3) AEDの有効活用

市が公共施設等に設置しているAEDの維持管理を適切に実施していくとともに、「日本救急医療財団 全国AEDマップ」や「日本AED財団 AED N@VI (AEDナビ)」など市内のAED設置場所の情報を日頃から確認できるよう、ホームページや市公式LINE等を通じて広く周知を進めています。

また、休日・夜間などを含めた24時間利用可能なAED設置のあり方についても検討を進めています。

【令和5年度の実績】

- ・市関連施設等AED設置台数 117台（令和6年2月1日時点）

(4) 路上喫煙対策および受動喫煙防止に関する啓発の推進

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行により、宿泊施設も含めた全ての施設（シガーバー・たばこ販売店・公衆喫煙所等を除く）では、屋内は原則として禁煙となりました。また、学校等の屋外を含む敷地内禁煙及び飲食店内の喫煙状況の店頭表示が義務化されました。市では、保健所と協力し、市民や施設の管理権原者等に対して、広報や啓発物の配布等を通して、受動喫煙による健康への影響等について周知・啓発を行います。



(三鷹駅北口のトレーラーハウス)

喫煙者に対しても、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）と連携して、喫煙及び受動

喫煙の健康に対する害や禁煙治療に関する情報の周知・啓発に努めます。

路上禁煙地区内における受動喫煙を防止するとともに街の環境美化を図るため、令和2年7月から三鷹駅北口周辺において、令和3年4月から吉祥寺駅及び武蔵境駅周辺において閉鎖型の喫煙所（喫煙トレーラーハウス）の利用を開始しました。令和5年1月からは新型コロナウイルス対策のための利用人数制限を緩和し、同年4月からは利用終了時間を2時間延長しました。

【令和5年度の実績】

- ・吉祥寺駅、三鷹駅北口、武蔵境駅喫煙所（喫煙トレーラーハウス）の運用
- ・吉祥寺駅発着の一部バス車内や停留所で、路上禁煙地区や喫煙トレーラーハウスの案内放送や電光掲示を実施
- ・受動喫煙防止に関して市民からの情報提供に基づき、施設・店舗等への個別訪問を実施

（5）様々な有事を想定した危機管理対策の推進

国際情勢は引き続き緊迫した状況が続き、国内においても刃物や銃器の所持が伴うような犯罪が発生するなど、有事はいつどこで起きるかわかりません。日頃から様々な有事を想定し、市民に危害が及ぶような重大な事案が発生した場合に迅速かつ適切な対応がとれるよう、警察や消防、自衛隊など関係機関と連携のうえ必要な訓練を行っていきます。



（不発弾対応訓練）

また、地震や弾道ミサイル等、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に備え、国からの緊急情報を住民に直接かつ瞬時に伝達する「Jアラート（全国瞬時警報システム）」の全国一斉情報伝達試験に参加します。

市内では、第二次世界大戦中に中島飛行機武蔵製作所があったことから、これまでにも不発弾が発見されています。今後、不発弾が発見された場合に備えて、関係機関と連携を図り、定期的な訓練等を実施します。

【令和5年度の実績】

- ・不発弾対応訓練の実施（9月）
- ・関係機関と合同の危機管理訓練（2月）（降雪の影響で中止）
- ・Jアラートの全国一斉情報伝達試験への参加（4回実施）

1 武蔵野市生活安全条例

平成14年7月2日条例第26号

私たち武蔵野市民は、地域社会の安全が市民生活すべての基盤であることを自覚し、自らの手で安全なまちをつくるため、市、市民及び関係機関が協力してその責務を果たすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民生活の安全に関する施策について基本的な事項を定めるとともに、市民及び事業者等の役割を明らかにすることにより、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、関係機関の協力を得て、市民生活の安全を確保するために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するにあたっては、児童、高齢者及び障害者の安全に特に配慮しなければならない。

3 市は、地域の安全を守るために市民等が行う自主的な活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、地域の安全を点検し、協同して犯罪を予防するための活動を行うように努めるとともに、前条第1項の施策の実施に協力するものとする。

(事業者等の責務)

第4条 市の区域内で事業を営む者又は市の区域内の土地若しくは建物を所有し、占有し、若しくは管理する者は、当該施設を利用する者の安全に配慮し、犯罪を予防するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、第2条第1項の施策の実施に協力するものとする。

(安全会議の設置)

第5条 市民生活の安全を確保するための施策に関し、関係機関と協議するため、武蔵野市生活安全会議（以下「安全会議」という。）を置く。

2 安全会議は、会長及び委員をもって組織する。

3 会長は、市長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 警視庁武蔵野警察署長

(2) 東京消防庁武蔵野消防署長

(3) 東京都多摩府中保健所長

(4) 武蔵野市消防団長

5 安全会議は、会長が招集する。

6 安全会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(安全計画の策定)

第6条 市長は、安全会議における関係機関との協議に基づき、年度ごとの武蔵野市生活安全計画（以下「安全計画」という。）を策定し、これを実現するように努めなければならない。

2 市長は、安全計画を策定したときは、これを市民に公表しなければならない。

(推進協議会の設置)

第7条 安全計画の推進を図るため、関係機関、市民団体等で構成する武蔵野市生活安全対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

2 推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

付 則（平成16年3月19日条例第6号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 武藏野市生活安全条例施行規則

平成14年10月1日規則第107号

(趣旨)

第1条 この規則は、武藏野市生活安全条例（平成14年7月武藏野市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(建築主に対する指導)

第2条 市長は、条例第4条に規定する事業者等又は新たに市の区域内で建物を建築しようとする者が次に掲げる建物について建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認の申請をしようとするときは、その者に対し、当該建物における犯罪を予防するために必要な設備の設置に関して、武藏野警察署長と協議するよう指導するものとする。

- (1) 戸数が15戸以上の共同住宅
- (2) 百貨店、マーケット、コンビニエンスストアー等の物品販売業を営む店舗
- (3) 旅館、ホテル等の宿泊施設
- (4) パチンコ店、ゲームセンター、ボーリング場等の遊技場
- (5) 劇場、映画館、演芸場等の観覧施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する建物

(安全会議の会長)

第3条 条例第5条に規定する武藏野市生活安全会議（以下「安全会議」という。）の会長は、安全会議の議長となり、会務を総括する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(幹事会の設置)

第4条 安全会議を補佐するため、武藏野市生活安全会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、安全会議の会長及び委員がその属する機関の職員等のうちから指名する者で組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、防災安全部長をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総括する。

5 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。

(幹事会の事務)

第5条 幹事会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 条例第6条に規定する武藏野市生活安全計画（以下「安全計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 関係機関の連絡調整に関すること。
- (3) その他安全会議の運営に必要なこと。

(安全計画)

第6条 安全計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該年度の安全対策に係る重点目標に関する事項
- (2) 前号の重点目標に基づく具体的施策に関する事項
- (3) その他市民生活の安全を確保するために必要な施策に関する事項

(推進協議会の組織)

第7条 条例第7条に規定する武藏野市生活安全対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）に委員長を置き、市長をもって充てる。

2 推進協議会の委員は、別表に掲げる者で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員長は、推進協議会を招集し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(推進協議会の職務)

第8条 推進協議会は、関係機関及び市民団体等が安全計画に基づいて行う活動の内容、各団体間の協力体制等について協議するものとする。

(庶務)

第9条 安全会議、幹事会及び推進協議会に関する庶務は、防災安全部安全対策課において処理する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成15年7月29日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武藏野市生活安全条例施行規則の規定は、平成15年7月6日から適用する。

付 則 (平成16年4月26日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武藏野市生活安全条例施行規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

付 則 (平成17年6月28日規則第82号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第36号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年5月15日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表21の項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

付 則 (平成23年4月27日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月13日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年9月26日規則第82号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

	役職	備考
1	市長	委員長
2	武藏野防犯協会代表	市民団体委員
3	武藏野交通安全協会代表	市民団体委員
4	武藏野防火防災協会代表	市民団体委員
5	武藏野商工会議所代表	市民団体委員
6	武藏野市商店会連合会代表	市民団体委員
7	武藏野市青少年問題協議会地区委員会代表	市民団体委員
8	武藏野市立小学校長代表	市民団体委員
9	武藏野市立中学校長代表	市民団体委員
10	武藏野市立小中学校P T A連絡協議会代表	市民団体委員
11	武藏野市内の私立小学校長代表	市民団体委員
12	東京都武藏野私立幼稚園連合会代表	市民団体委員
13	武藏野市コミュニティ研究連絡会代表	市民団体委員
14	武藏野市消費者運動連絡会代表	市民団体委員
15	クリーンむさしのを推進する会代表	市民団体委員
16	日本ガーディアン・エンジェルス代表	市民団体委員
17	武藏野警察署生活安全課長又は生活安全官	警察署委員
18	武藏野消防署予防課長	消防署委員
19	東京都多摩府中保健所長が指定する者	保健所委員
20	武藏野市消防団副団長	消防団委員
21	総合政策部長	市委員
22	防災安全部長	市委員
23	健康福祉部長	市委員
24	子ども家庭部長	市委員
25	都市整備部長	市委員
26	水道部長	市委員
27	教育部長	市委員

3 武藏野市環境浄化に関する条例

昭和58年10月8日条例第29号

安全で快適な環境の確保は、市民の基本的権利であり、まちづくりの原則である。

この理念に基づき、武藏野市は、かねてから数多くの公害の防止に力をつくし良好な環境の保全に努めてきた。

しかし、近年善良な風俗を阻害する風俗産業公害が著しく、健全な市民生活を脅かすとともに、次代を担う青少年の健全な成育にとって憂慮すべき状況を呈している。

武藏野市は、市民自らが風俗産業公害を排除し、良好な環境の確保を図ってきたという輝かしい歴史を持つている。

この精神を踏まえ、武藏野市は総力をあげて風俗産業公害を除去し、良好な環境の確保と青少年の健全な成育を図るため、あらゆる努力を積み重ねることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、善良な風俗を維持し、良好な環境を確保するとともに、青少年の健全な成育（以下「善良な風俗の維持等」という。）を図るため、環境の浄化を推進し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(基本的責務)

第2条 すべての市民が良好な環境の中で生活を営む権利を保障するため、何人もみだりに善良な風俗を汚し又は環境の浄化を阻害するような行為をしてはならない。

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて善良な風俗の維持等を図るため必要な計画を策定し、これを実現するよう努めなければならない。

2 市長は、善良な風俗の維持等を図るため、国又は他の地方公共団体に必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動によって善良な風俗の維持等を阻害しないよう必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら善良な風俗の維持等に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(市民及び関係行政機関等との協力)

第6条 市長は、市民及び関係行政機関等と協力、連携し、善良な風俗の維持等に努めなければならない。

(環境浄化協力員)

第7条 市長は、善良な風俗の維持等の阻害要因を把握するため、武藏野市環境浄化協力員（以下「協力員」という。）を置くことができる。

2 協力員は、地域環境の状況を常に把握し、必要な情報を市長に報告するとともに意見を具申することができる。

3 協力員は市長が市民のうちから委嘱する。

(環境浄化審議会)

第8条 市長の附属機関として武藏野市環境浄化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 次条第1項の規定による環境浄化特別推進地区の指定に関する事項

(2) 武藏野市旅館業者の責務等に関する条例（平成30年12月武藏野市条例第36号）第8条第1項の規定による勧告に関する事項

(3) 武藏野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例（平成14年7月武藏野市条例第27号）第6条第1項の規定による勧誘行為等適正化特定地区の指定に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 審議会の委員は、市長が学識経験者のうちから委嘱する。

4 審議会は、委員7人以内をもって構成し、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(環境浄化特別推進地区)

第9条 市長は、次の要件に該当すると認める地域で、特に環境浄化を推進する必要があるときは、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区を基礎単位として、環境浄化特別推進地区（以下「推進地区」という。）を指定することができる。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業、興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業その他これらに類似する営業（以下「風俗営業等」という。）を行う施設が多数集積している地域

(2) 風俗営業等の営業行為により犯罪が多発するなど地域住民の良好な環境が阻害されている地域

(3) 環境浄化に対する地域住民の関心が高く地域住民の自主的活動により一層の環境浄化の推進を図り得る地域

2 市長は、推進地区における環境浄化活動を行うため、推進地区の住民が自主的に組織する団体の活動に対して必要な協力をするとともに、予算の範囲内で必要な助成を行うことができる。

3 市長は、推進地区における健全な商業活動を推進するため、必要な措置を講ずることができる。

4 市長は、推進地区を指定するときは、地域住民の意見を聴くとともに、審議会の意見を求めなければならない。

5 市長は、推進地区の環境浄化が推進され、推進地区の存続が必要ないと認めるときは、推進地区的指定を解除することができる。

6 前項の場合には第4項の規定を準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和60年3月23日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年7月2日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定は、武藏野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例（平成14年7月武藏野市条例第27号）の施行の日から施行する。

付 則（平成30年12月13日条例第36号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

4 武藏野市環境浄化に関する条例施行規則

昭和58年10月8日規則第43号

(目的)

第1条 この規則は、武藏野市環境浄化に関する条例（昭和58年10月条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(環境浄化審議会の組織及び運営)

第2条 条例第8条第1項に規定する武藏野市環境浄化審議会（以下「審議会」という。）に委員の互選により、会長、副会長各1名を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長は、審議会を招集し、議長となる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見又は説明を求めることができる。

(報酬)

第3条 審議会の委員の報酬は、武藏野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武藏野市条例第7号）に定めるところによる。

(環境浄化特別推進地区)

第4条 市長は、条例第9条第1項に規定する環境浄化特別推進地区（以下「推進地区」という。）を指定するとき又は同条第5項に規定する推進地区の指定を解除するときは、武藏野市公告式条例（昭和25年8月条例第19号）により告示しなければならない。

2 条例第9条第2項の規定により団体が助成を受けようとするときは、武藏野市環境浄化特別推進地区助成金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。

3 助成の手続に関しては、前項に定めるもののほか、武藏野市補助金等交付規則（昭和52年10月規則第25号）の定めるところによる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年3月10日規則第12号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（令和3年1月7日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年6月17日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（省略）

5 武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例

平成14年7月2日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における不快なつきまとい勧誘行為及び客引き行為等を防止し、並びに路上における宣伝行為等を適正化することにより、安心して通行し、又は利用することができる生活環境を確保し、快適な市民生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、駅その他不特定多数の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるものをいう。
- (2)つきまとい勧誘行為 不特定の者の中から相手方を特定して、しつようにつきまとい、勧誘を行うことをいう。
- (3)客引き行為等 不特定の者の中から相手方を特定して行う次に掲げる行為をいう。
 - ア 店舗で飲食をさせる行為の提供に関し、客引きをすること。
 - イ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設の提供に関し、客引きをすること。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に関し、客引きをすること。
 - エ 専ら異性に対する接待（法第2条第3項に規定する接待をいう。）をして飲食をさせる役務に従事するよう勧誘すること。
 - オ アからエまでに掲げる行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つこと。
- (4)違反者等 前2号の行為（以下「禁止行為」という。）の実行行為者及びその者に禁止行為を命じた者並びにこれらの者に禁止行為を委託した者をいう。
- (5)路上宣伝行為等 道路その他一般の交通の用に供する場所における次の行為をいう。
 - ア 宣伝用ティッシュペーパー、商品見本、ビラその他これらに類する物の配布
 - イ むいぐるみを着用し、又は手拍子を打ち、若しくは大声を上げながら行う宣伝又は呼込み
 - ウ 通行人を呼び止めて行う占い、アンケート調査又はモデル、ホステス等の人材募集
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、宣伝、勧誘等の行為であって市長が別に定めるもの
- (6)事業者 武蔵野市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）において事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(市長の責務)

第2条の2 市長は、東京都、市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関及び地域団体（市内に存する町会、自治会、商店会、協議会その他の地域活動を行う団体をいう。）と連携し、公共の場所における禁止行為の防止又は路上宣伝行為等の適正化に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第2条の3 市民は、禁止行為の防止又は路上宣伝行為等の適正化に関し、市長が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第2条の4 事業者は、禁止行為の防止又は路上宣伝行為等の適正化のため、従業員等への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(禁止行為)

第3条 何人も、公共の場所において、禁止行為をしてはならない。

- 2 何人も、金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他人に公共の場所における禁止行為をさせてはならない。
- 3 市長は、前2項の規定に違反していると認める者に対し、必要な指導をすることができる。

(路上宣伝行為等の適正化)

第4条 何人も、路上宣伝行為等をするときは、他人の通行を阻害しない方法でしなければならない。

(事業者への啓発)

第5条 市長は、市内における禁止行為を防止し、又は路上宣伝行為等を適正化するため、事業者に対する啓発活動を行うものとする。

(特定地区の指定)

第6条 市長は、禁止行為を防止し、又は路上宣伝行為等を適正化するために特別な措置を講ずる必要があると認める区域を、勧誘行為等適正化特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、特定地区を指定するときは、当該地区内及びその周辺の住民の意見を聴くとともに、武蔵野市環境浄化に関する条例（昭和58年10月武蔵野市条例第29号）第8条に規定する武蔵野市環境浄化審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、指定した特定地区の環境が改善されたと認めるときは、当該特定地区の指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

(警告等)

第7条 市長は、特定地区内で禁止行為をしている者に対し第3条第3項の指導をした場合において、その指導を受けた者が、反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その指導を受けた者に対し、反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 市長は、前項の規定による警告をするときは、当該行為の実行行為者に対し、当該行為に関して質問することができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条第1項の規定による警告をした場合において、その警告を受けた者が、更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為の違反者等に対し、更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項を文書で勧告することができる。

(公表)

第9条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(調査等)

第9条の2 市長は、第7条第1項の規定による警告、第8条の規定による勧告又は前条の規定による公表をする場合において、必要があると認めるときは、官公署又は第3条第1項及び第2項の規定に違反する行為に係る者に対して資料の提供、照会への回答又は調査の実施その他必要な協力を求めることができる。

(意見陳述の機会の付与)

第10条 市長は、第9条の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(路上宣伝行為等の方法の変更)

第11条 市長は、特定地区内で路上宣伝行為等をしている者に対し、必要があると認めるときは、路上宣伝行為等の方法を変更するよう求めることができる。

(関係機関への通報等)

第12条 市長は、禁止行為又は路上宣伝行為等であつて他の法令に抵触すると認められるものについては、速やかに関係機関への通報その他必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

付 則（令和3年12月22日条例第32号）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第9条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行う第7条第1項の規定による警告、第8条の規定による勧告又は第9条の規定による公表（以下「警告等」という。）について適用し、同日前に行われた警告等については、なお従前の例による。

6 武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例施行規則

平成14年10月1日規則第108号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例（平成14年7月武蔵野市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(特定地区の告示)

第2条 市長は、条例第6条第1項の規定により勧誘行為等適正化特定地区（以下「特定地区」という。）を指定するとき又は同条第3項の規定により特定地区の指定を解除するときは、その旨を告示するものとする。

(安全パトロール隊員)

第3条 条例第3条第3項の指導、条例第7条の規定による警告及び質問並びに条例第11条の規定による変更の要請を行うため、指導員を置く。

2 指導員の名称は、武蔵野市安全パトロール隊員とする。

3 指導員は、武蔵野市安全パトロール隊員証（第1号様式）を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

4 市長は、指導員の業務を警備業法（昭和47年法律第117号）に規定する警備業者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）の規定による交通誘導警備業務に係る合格証明書の交付を受けた者又はこれに準ずる実務経験を有する者を配置して、当該業務を遂行するものとする。

(警告書の交付)

第4条 条例第7条第1項の規定による警告は、警告書（第2号様式）を交付して行うものとする。

(質問)

第5条 条例第7条第2項の規定による質問は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1） 実行行為者の氏名、年齢、職業、住所、連絡先及び当該行為の手段

（2） 当該行為を命じ、又は委託した者の氏名、年齢、職業、住所、連絡先及び命じ、又は委託した事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(勧告書の交付)

第6条 条例第8条の規定による勧告は、勧告書（第3号様式）を交付して行うものとする。

(勧告の受諾)

第7条 前条の勧告を受けた者が当該勧告を受諾する場合は、市長に対し、受諾書（第4号様式）を提出するものとする。

(公表)

第8条 条例第9条の規定による公表は、市報への掲載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

（1） 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（2） 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（3） 勧告の内容及び正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(調査等)

第9条 市長は、条例第9条の2に規定する資料の提供、照会への回答又は調査の実施その他必要な協力を求めるときは、住民票等の情報提供（照会）について（第5号様式）により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第10条 市長は、条例第10条の規定により意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）を与えるときは、当該意見陳述の機会を与える者に対し、意見を述べることができる期限までに相当の期間をおいて、次に掲げる事項を通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（1） 公表をしようとする事項並びにその根拠となる条例及び規則の条項

- (2) 公表の原因となる事実
 - (3) 意見書の提出先及び提出期限並びに口頭により意見を述べる場合の日時及び場所
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、書面又は口頭により意見を述べることができる。
- 3 市長は、口頭により意見が述べられたときは、その者の陳述の要旨を記載した意見陳述録取書（第7号様式）を作成するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年1月7日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年3月28日規則第25号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式（省略）

7 武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例

平成30年12月13日条例第36号

武蔵野市旅館・レンタルルーム規制条例（昭和58年10月武蔵野市条例第30号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、旅館業が、観光の振興及び商店街の活性化に資する一方、その施設の周辺における良好な生活環境を害するおそれがあることに鑑み、旅館業者の責務等を定めることにより、公衆衛生及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 旅館業者 武蔵野市の区域内において、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとし、又は営む者をいう。
- (3) 建築等 次に掲げるものをいう。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築
 - イ 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。ウにおいて同じ。）の主要構造部（同条第5号に規定する主要構造部をいう。）の一種以上について行う修繕又は模様替
 - ウ 用途の変更（建築物の用途を変更して旅館業の施設（以下「対象施設」という。）の用途に供する建築物にすることをいう。）
- (4) 審議会 武蔵野市環境浄化に関する条例（昭和58年10月武蔵野市条例第29号）第8条第1項に規定する武蔵野市環境浄化審議会をいう。

（責務）

第3条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を害することがないよう配慮しなければならない。

（市長との協議）

第4条 旅館業者は、次の各号に掲げる日までに、当該各号に定める事項について市長と協議するよう努めるものとする。

- (1) 対象施設の建築等の着工の日 当該建築等及び当該営業に関する事項
- (2) 当該営業の開始の日 当該営業に関する事項
(対象施設の建築等又は当該営業にあたっての必要な措置)

第5条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業にあたり、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象施設において、法令又は条例で禁止されている行為その他公序良俗に反する行為を行わせないこと。
- (2) 対象施設の屋外の装飾及び広告物について、周辺の環境と調和させるよう努めること。
(標識の掲出等)

第6条 旅館業者は、対象施設の周辺の住民等に対し、当該対象施設の建築等及び当該営業に係る計画の周知を図るため、次に掲げる日の翌日から起算して30日間、当該対象施設の出入口その他の公衆の見やすい場所に標識の掲出等をするよう努めるものとする。

- (1) 対象施設の建築等の着工の日
- (2) 法第3条第1項の許可の申請（以下「許可申請」という。）の日
(説明会の開催等)

第7条 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業にあたり、当該対象施設の周辺の住民等との紛争が生じないよう、前条に規定する掲出等の期間中に、当該対象施設の敷地（その用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内に存する住民等に対し、説明会の開催等をするよう努めるものとする。

（指導及び勧告）

第8条 市長は、旅館業者がこの条例の規定を遵守していないと認めるときは、当該旅館業者に対し、当該規

定を遵守するよう必要な指導又は勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならぬい。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後に旅館業者が対象施設の建築等を着工し、当該営業を開始し、又は許可申請をする場合について適用する。

(武藏野市環境浄化に関する条例の一部改正)

- 3 武藏野市環境浄化に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

8 武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例施行規則

平成31年3月27日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例（平成30年12月武蔵野市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(市長との協議)

第3条 旅館業者は、条例第4条の規定による協議（以下「計画事前協議」という。）を行う日又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請を行う日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した計画事前協議に係る届出書を市長に提出するものとする。

- (1) 旅館業の施設（以下「対象施設」という。）の客室数及び床面積
- (2) 対象施設の宿泊定員
- (3) 対象施設の高さ及び階数
- (4) 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む場合は、玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備
- (5) 従事者が常駐する場所
- (6) 事件又は事故が発生した場合の対応方法
- (7) 火災が発生した場合の対応方法及び防火設備
- (8) 騒音、ごみの分別その他の対象施設の周辺の住民等への配慮事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(標識の掲出等)

第4条 条例第6条の規定による標識の掲出等（以下「標識の掲出等」という。）は、次の各号に掲げる場所のいずれかに、日本産業規格A3以上の大きさの旅館業の施設の建築等・営業に係る計画のお知らせ（第1号様式）による標識を地面から当該標識の下端までの高さが少なくとも1メートル以上となるように設置することその他これに準ずる方法により行うものとする。

- (1) 対象施設の出入口
 - (2) 対象施設の敷地の道路に接する部分（2以上の道路に接するときは、それぞれ道路に接する部分）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公衆の見やすい場所として市長が特に認める場所
- 2 旅館業者は、標識の掲出等をしたときは、旅館業に係る標識の掲出等届（第2号様式）により、市長に届け出るものとする。
- 3 旅館業者は、標識の掲出等をするときは、容易に破損し、又は倒壊しない方法でとともに、記載事項が条例第6条に規定する掲出期間中に不明瞭にならないよう維持管理をするものとする。
- 4 旅館業者は、標識の掲出等をした標識等（以下「標識等」という。）に記載した事項に変更があったときは、当該変更事項を市長に届け出たうえ、速やかに当該記載事項を変更するものとする。

(説明会の開催等)

第5条 条例第7条の規定による説明会の開催等（以下「説明会の開催等」という。）は、説明会を開催することその他これに準ずる方法により行うものとする。

2 説明会の開催等をするときは、次に掲げる事項についての説明をするものとする。

- (1) 対象施設及び当該対象施設が存する建築物の規模
- (2) 対象施設の敷地の形態及び規模
- (3) 対象施設の位置及び付近の建築物の位置の概要
- (4) 対象施設の構造及び設備
- (5) 旅館業の営業形態
- (6) 旅館業に係る管理運営方針
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(説明会の周知等)

- 第6条** 説明会の開催等の周知は、説明会を開催する場合にあっては旅館業の施設の建築等・営業に係る計画に伴う近隣住民説明会のお知らせ（第3号様式。以下「案内板」という。）を、これに準ずる方法による場合にあっては当該案内板に類するものを標識等に近接した位置に設置することにより行うものとする。
- 2 前項の規定による案内板又はこれに類するものの設置（以下「案内板等の設置」という。）をする期間は、説明会の開催等をする日の少なくとも30日前から当該説明会等の終了の日までの間とする。
- 3 旅館業者は、案内板等の設置をしたときは、旅館業に係る説明会の案内板等設置届（第4号様式）により、市長に届け出るものとする。
- 4 旅館業者は、案内板等の設置をするときは、容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項が第2項に規定する設置期間中に不明瞭にならないよう維持管理をするものとする。
- 5 旅館業者は、第1項の規定による周知のほか、説明会の開催等にあたり、対象施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に存する住民等に対し、説明会の開催等を周知するための書類（説明会を開催するにあっては、説明会の日時、場所等を記載したものとする。）を説明会の開催等をする日の少なくとも30日前までに配布するものとする。

(説明会の開催等の報告)

- 第7条** 旅館業者は、説明会の開催等をしたときは、旅館業に係る説明会等報告書（第5号様式）により、市長に報告するものとする。

(工事完了及び営業開始の届出)

- 第8条** 旅館業者は、対象施設の建築等が完了したとき又は当該営業を開始したときは、旅館業の施設に係る工事完了・営業開始届（第6号様式）により、市長に届け出るものとする。

(計画廃止の届出)

- 第9条** 旅館業者は、対象施設の建築等又は当該営業に係る計画を廃止しようとするときは、旅館業の施設の建築等・営業に係る計画廃止届（第7号様式）により、市長に届け出るものとする。

(勧告)

- 第10条** 条例第8条第1項の規定による勧告は、旅館業の施設の建築等・営業に係る勧告書（第8号様式）を当該勧告に係る旅館業者に交付することにより行うものとする。

(委任)

- 第11条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。
(武藏野市旅館業者の責務等に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 武藏野市旅館業者の責務等に関する条例施行規則（平成31年3月武藏野市規則第22号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

様式（省略）

9 武蔵野市暴力団排除条例

平成24年9月25日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）における暴力団排除活動に関し、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 事業者 市の区域内（以下「市内」という。）で事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (6) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力することにより推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民及び事業者の協力を得るとともに、警察及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターその他の暴力団排除活動の推進を目的とする団体（以下「暴追都民センター等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、市、警察又は暴追都民センター等に当該情報を提供すること。
- (2) 市が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。
- (3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(市の行政対象暴力に対する措置)

第6条 市は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為（同条第25号に掲げる行為を除く。）その他の行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、市又は市の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、市の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務事業に係る暴力団排除措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すこととなるないよう、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「市の契約」という。）及び公共工事における市の契約の相手方と下請負人との契約等市の事務又は事業の実施のために必要な市の契約に関連する契約に関し、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付における措置)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市が設置する公の施設における措置)

第9条 市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で、市が設置する公の施設を管理するもの（以下「指定管理者」という。）を含む。）は、市が設置する公の施設の利用者について、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例に規定するもののほか、当該公の施設の利用を拒むことができる。

(警察への協力要請)

第10条 市長その他の市の執行機関は、第6条から前条までの措置（指定管理者にあっては、同条の措置）を講ずるにあたって必要があるときは、市内を管轄する警察署長及び警視庁において暴力団排除活動に関する事務を担任する部署の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動を自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の教育等に対する措置等)

第13条 青少年の教育又は育成に携わる者は、青少年が、暴力団が市民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、青少年の教育又は育成に携わる者が前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

10 武藏野市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年7月4日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、武藏野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、本部の事務を整理し、本部長に事故があるときは本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 前3項に規定する者のほか、本部に必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、武藏野市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他武藏野市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

11 武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

平成25年7月4日規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年7月武蔵野市条例第22号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、武蔵野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 新型インフルエンザ等対策副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長、教育長の順序により本部長の職務を代理し、副市長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、武蔵野市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成26年12月武蔵野市規則第63号）に定める順序による。

(本部員)

第3条 新型インフルエンザ等対策本部員は、前条に規定する者のほか、武蔵野市消防団長、武蔵野市組織規則（平成24年9月武蔵野市規則第62号）第4条第1項に規定する部長（以下「部長」という。）の職にある者をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、武蔵野市（以下「市」という。）の職員のうちから指名する者をもって本部員に充てることができる。

3 本部員に事故があるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者がその職務を代理する。

(会議の審議事項)

第4条 条例第3条第1項に規定する本部の会議（以下「会議」という。）においては、新型インフルエンザ等対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 新型インフルエンザ等（法第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）に関する情報の収集及び市民への適切な方法による情報提供に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等のまん延の防止に関すること。
- (3) 市内の生活環境の保全その他市民の生活及び地域経済の安定に関すること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関すること。
- (5) 新型インフルエンザ等対策の実施に係る他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関すること。
- (6) 新型インフルエンザ等対策の実施時における業務の継続に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(会議の構成)

第5条 会議は、本部長、副本部長及び本部員（部長の職にある者に限る。）をもって構成する。

2 前項に規定する者のほか、会議は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから指名する者を会議の構成員として加えることができる。

(職務権限)

第6条 本部の職員は、特に定める場合又は特に本部長に指示された場合を除き、通常の市の組織における職務権限の例により本部の事務を処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年10月1日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年12月12日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和 6 年度武藏野市生活安全計画

令和 6 年 4 月

発行：武藏野市
編集：武藏野市防災安全部安全対策課

